

「保育活動専門員」認定制度 Q&A

「保育活動専門員」認定制度について

Q1. 「保育活動専門員」認定制度とは、どのような制度ですか？

A1. 「保育活動専門員」認定制度は、すでに保育所・認定こども園の長や、保育士・保育教諭等、保育現場の職員として活動している方が、所定の研修等の受講により、必要な知識・専門技術・理念などを継続的に習得し、現場や地域でのリーダーとして活躍する人材を養成するものです。

Q2. 保育士資格とどう違うのですか？

A2. 「保育士」資格は児童福祉法に基づく国家資格であるのに対し、「保育活動専門員」認定制度は、全国保育協議会が実施する民間の認定制度です。

Q3. 「保育活動専門員」認定制度を持っていると、どういう活用方法がありますか？

A3. 保育活動専門員として活動している皆さんから、次のような活用報告をいただいています。

- 「質の高い保育を提供していることを、保護者や地域のみなさんへお示しできるように、認定カードをいつも携帯しています」
- 「スキルアップの努力を続けていることの証明として、園の職員みんなが取得をめざしています」
- 「子育て支援センターで活動する際、認定証があることで保護者から安心感を得ています」

Q4. 有効期間はどれくらいですか？

A4. 認定証発行日から5年間です。認定期間中（認定証発行年の10月1日以降）に、指定する研修会等の受講によって一定以上の研修ポイントを獲得することで、更新手続きを行うことができます（更新には手数料が必要）。更新手続きの詳細は、9ページをご覧ください。

Q5. 「保育活動専門員」認定を受けていることを証明するツールはありますか？

A5. 認定者には、「個人認定証」、「認定カード（顔写真入り or 顔写真なし）」、「施設掲示用認定証」を発行いたします。

「保育活動専門員」認定制度の申請手続きについて

Q6. 「通年講座(教育・保育施設長専門講座、主任保育士・主幹保育教諭特別講座)」の修了生であれば、10年以上前の修了生でも認定対象になりますか？

A6. はい。「通年講座」については、第1期修了生から本制度の認定対象としています。

Q7. 「受講証明書」など、研修受講を証明する書類等の再発行はできますか？

A7. 再発行はできません。認定制度申請時には全国保育協議会・全国保育士会が発行する各種証明書が必要になりますので、大会・研修等で発行される証明書は大切に保管ください。

Q8. 以前の新規・更新申請時に使用した研修会のポイントは更新時にも使えますか？

A8. 使えません。一度、新規・更新申請に使用したポイントは失効します（通年講座を含む）。更新の際は、認定証発行年の10月1日以降に獲得したポイントが対象です。詳細は、9ページをご覧ください。
なお、申請時にご提出いただいた証明書等は返却いたしません。

Q9. 所属している保育施設が全保協会員でない場合や、現在保育施設に勤務していない場合でも認定を受けることはできますか。

A9. できます。全保協事務局にて当該研修会への参加有無を確認します。詳しくは7ページをご覧ください。

その他

Q10. 10、11ページに載っている研修のなかに「保育士等キャリアアップ研修」(処遇改善等加算Ⅱ)の要件を満たす研修会はありますか。

A10. 都道府県によって対象となる研修会が違うため、一概にはお答えできません。ご所属の施設が存する都道府県のホームページ等で対象研修会をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症における影響等の対応について

Q11. 研修や大会を計画的に受けながら新規申請のためのポイントを貯めてきましたが、令和2(2020)年度では新型コロナウイルス感染症の影響で研修や大会に参加できず、ポイントの保有期限(連続する10年間)が切れてしまいました。

A11. 平成22(2010)年度に受講し、令和2(2020)年度で保持しているポイントの保有期限が過ぎてしまう方については、保有期限の延長を認めます。認定要件を満たした上で、新規取得申請の際に事務局までご相談ください。

Q12. 令和2(2020)年度で更新期限となっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で研修や大会が受講できず、更新手続きのための要件を満たすことができませんでした。

A12. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する特別措置として、更新期限の延長を認めます。ただし、更新後の認定期間(5年間)の延長は行いません。
例)平成27(2015)年度に新規取得された方が、本措置の更新期限延長により更新した場合であっても認定期間は令和7(2025)年度までとなります。